

五霞町行政改革運営プラン(集中改革プラン)を策定しました

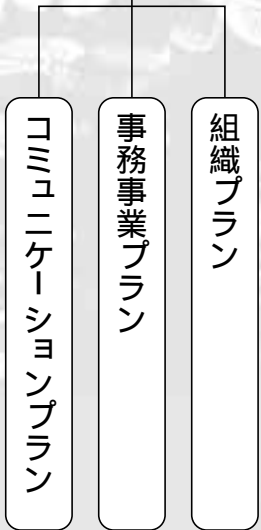
本町では、平成16年3月に策

定した「五霞町行政改革の方向付け」を基に行政改革を進めて参りましたが、この度、総務省から全国の地方公共団体に対して「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

指針の主なる内容は、平成17年度から21年度までを期間とする行政改革の具体的な取り組みを、住民に分かりやすく明示した計画「集中改革プラン」の作成を示したもので、計画期間を平成17年度から21年度の5か年とし、次の事項を盛り込むこととされています。

- ・ 職員数の適正化
- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ・ 第3セクターの見直し
- ・ 経費削減の財政効果
- ・ 住民参画の推進
- ・ 職員の削減(4.6%以上)

五霞町行政改革運営プラン



運営プランの3つの柱

組織プラン

役場の組織機構も、これまでに課・係の統合や再編を行ってきましたが、今後、住民サービスへの影響を踏まえながら組織のスリム化を図ります。また、更なる職員のレベルアップを図るための環境づくりを進めます。

- ・ 役場組織の見直し(グループ制の導入等)
- ・ 職員の削減(平成17年度から21年度の5年間に職員20人の削減を目標とする)(17%削減)
- ・ 各審議会・委員会等の見直し(類似組織の再編・男女比率の見直し)
- ・ 職員の各種手当の見直し
- ・ 特別職給与の見直し(町長30%削減、収入役・教育長10%削減、その他の特別職5%削減)
- ・ 時間外勤務の縮減(毎週水曜日ノー残業デーの実施)
- ・ 職員勤務評定制度の導入
- ・ 職員提案制度の活性化

事務事業プラン

新たな時代の変化に伴い、住民ニーズに的確に対応するため、

行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の見直しを行います。

- ・ 行政評価の実施(評価シートを用いた事務事業評価導入を目指す)
- ・ 補助金の見直し(補助金政策による公募制補助金を導入する)
- ・ 物件費の削減(内部管理経費の削減)
- ・ 町単独事業の見直し
- ・ 事務事業のサンセツトルール
- ・ 公有財産のリース化(公用車・事務機のリース)
- ・ 特別会計、企業会計への繰出金の抑制
- ・ 上下水道料金の見直しの検討
- ・ 施設維持管理業務の見直し(契約制度の見直しにより管理費節減を図る)
- ・ アウトソーシングの活用(指針を策定し適正化を図る)

- ・ 指定管理者制度の導入(平成17年4月より「道の駅、こか」を、平成18年4月より「福祉センターひばりの里」をそれぞれ指定管理制度の導入を行った)

コミュニケーションプラン

住民参画の推進に向けた環境づくりを行い、協働型社会の構築を図ります。

- ・ 住民活動の育成支援及び情報提供
- ・ 政策形成への住民の参加
- ・ 協働の推進
- ・ 行政区の育成支援
- ・ 住民参加条例の制定(住民参加のルールを定め従来以上の参加促進を図る)

この運営プランの詳細については、町ホームページでご覧いただけます。今後もプランの取組について随時、公表して参ります。

お問い合わせ
企画調整課
☎(84)1111(内線226)

サンセツトルール
事業等に期限を設け、期限が過ぎたら自動的に廃止する方式をいう。
アウトソーシング
事務事業のある部分を外部へ委託すること。